



## ■申請書等の配布場所

- 電子データ … 八丈町公式サイトにてダウンロードいただけます。
- 紙の申請書等 … 八丈町役場2階企画財政課、町役場各出張所に設置しています。

## ■島民割引カードの発行申請に必要なもの

1枚(1人分)発行するにあたり、次のもの1式が全て必要です。

※◎のもの … 皆さんご用意ください ○のもの … 必要な方のみご用意下さい

◎東京都離島住民航空割引カード交付申請書(第1号様式)

◎写真(顔写真、縦30mm横24mm。正面を向き、帽子、サングラス、マスクなどを未着用、髪で顔が覆われておらず本人であることが確認できる状態のもの。裏面に写真に写っている方の氏名を記入。)

※運転免許証等の申請に使用するものと同様のものをご用意ください。

◎本人確認書類(パスポート又は運転免許証若しくは健康保険証等)

(代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類)

○代理による申請の場合のみ、委任状(第2号様式)

※ただし、次の場合は委任状を省略できます。

親族が同居する小学生及び中学生並びに高齢、心身の故障等により自ら申請書を記載することができない者に代わって、代理申請する場合で、住民票等により同居の事実が確認できるとき。

○島民割引カードの交付を郵送で希望する場合は、切手を貼付し、郵送先を記入した送付用の封筒(同一世帯で複数枚交付する場合は、1枚でかまいません)

## ■申請から発行の流れ

①申請書等をご用意のうえ、申請窓口までお持ち下さい。

・島民割引カードを町役場等で受け取る場合は、引換証をお渡しします。

引換証は、後日、島民割引カードを受け取る際に必要となるので、無くさないようにしてください。 **※島民割引カードのお渡しは、申請から数日後となります**

②申請書を受理したあと、対象者であるかなどの確認を行います。

③島民割引カードを受け取ります。

●町役場及び出張所で受け取る場合

⇒引換証に記載された日付以降に、引換証をお持ちのうえ、申請した窓口にお越し下さい。 **申請した窓口以外で受け取ることはできませんのでご注意ください。**

●郵送で受け取る場合

⇒郵送で届くのをお待ち下さい。

## ■申請書の記入方法

第1号様式

東京都離島住民航空割引カード交付申請書 〔 新規 ・ 更新 ・ 再交付 〕		年 月 日
八丈町長 殿		
申請者 (東京都離島 住民航空割引 カードの交付 を受けようと する者)	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )
	住 所	東京都八丈島八丈町 番地
	電話番号	
(特記事項) 再交付の申請をする理由等について、簡潔に記入してください。		

カードの交付が初めてのときは、「新規」に丸をつけてください

島民割引カードの交付を受けたい方の情報を記入してください

※次の欄は、本人以外の者が申請するときに記入してください。

代理人 (実際に窓口へ 申請に来た者)	氏 名	
	申請者との関係	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

カードの交付を受けたい方と、窓口申請に来られる方が違う場合(代理申請の場合)に記入してください

(注意事項)

- 申請書を提出する際には、写真(6ヶ月以内に撮影した顔写真、縦30mm 横24mm)、申請者本人(代理申請の場合は代理人) 確認のため、パスポート、運転免許証又は健康保険証等を併せて提出してください。
- 代理人が申請者と同一世帯でない場合は、委任状が必要となります。
- 新しいカードの交付を受ける場合は、現在所持しているカードを返却してください。また、紛失した場合は紛失届を提出し、カードが見つかったときは、速やかに返却してください。

【確認欄】※記入しないでください。

申請地	本人申請	代理申請(同一世帯)	代理申請(異なる世帯)
<input type="checkbox"/> 本庁	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 旅券・運転免許証	<input type="checkbox"/> 保護者等の旅券	<input type="checkbox"/> 代理人の旅券
〔 檜立・中之郷 末吉 〕	保険証・その他 ( )	運転免許証・保険証 その他( )	運転免許証・保険証 その他( )

この欄は  
記入しないでください

〔交付〕 窓口 ( 年 月 日 ) ・ 郵送

〔受付担当〕 \_\_\_\_\_

完 了

## ■更新の手続き

有効期限後も引き続き島民割引を受けたい場合は島民割引カードの更新が必要となります。手続き方法は新規の場合と同様で、有効期限の2か月前から受け付けています。

※カード番号は更新後も変わりません。

## ■委任状の記入方法

第2号様式（第8条関係）

委 任 状

代理人 （実際に窓口 申請に来た者）	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	委任者との関係		

私は、以下の理由により東京都離島住民航空割引カードの交付申請を自ら行うことができませんので、上記の者を私の代理人と定め、東京都離島住民航空割引カードの交付申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 （東京都離島住民航空割引カードの交付を受けようとする者）	氏 名		印
	住 所	東京都八丈島八丈町	番地
	生年月日		
	電話番号		

（自ら交付申請を行うことができない理由）

代わりに申請する方の情報を記入してください

カードの交付を受けたい方の情報を記入してください  
**押印を忘れずに**

代理での申請をする理由を記入してください

## ■申請書等を町役場に持っていく前に（チェックリスト）

チェック	必要な書類等
<input type="checkbox"/>	東京都離島住民航空割引カード交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	顔写真（縦 30mm、横 24mm）
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（パスポート、運転免許証、健康保険証等） （代理による申請の場合、代理人の本人確認書類）
<input type="checkbox"/>	非同一世帯の代理による申請の場合、委任状（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	郵送での交付希望の場合、返信用封筒（切手貼付済み）

【問い合わせ】 八丈町企画財政課企画情報係 TEL04996-2-1120